

遅れている社会資本整備の推進を求める意見書

本県の産業の活性化や暮らしの利便性向上、さらには九州全体の一体的な浮揚を図っていくためには、「東九州自動車道」や「九州横断自動車道」などの高規格幹線道路をはじめ、国県道や市町村道を含めた道路網の一体的なネットワークの早期整備、九州の扇の要に位置する細島港については、大型貨物船が着岸可能な水深13メートル規模の岸壁の早期整備が必要不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 高速道路の整備促進

(1) 東九州自動車道の整備促進を図ること。

①北郷～日南間（新直轄方式適用区間）の早期完成

②日南～志布志間の早期整備

(2) 九州横断自動車道延岡線の整備促進を図ること。

①山都～延岡間の早期整備

(3) 宮崎県内の高規格幹線道路網の早期構築を図ること。

（高速自動車国道と並行する一般国道の自動車専用道路の整備促進等）

①国道218号北方延岡道路及び国道218号高千穂日之影道路の事業促進

2 地方の道路の整備促進

(1) 国道220号の防災対策を早急に進めること。

(2) 地域高規格道路「都城志布志道路」の整備促進を図ること。

① 地域高規格道路都城志布志道路の全線の整備に必要な、十分な予算の確保、及び早期整備のための重点配分

② 地域高規格道路都城志布志道路「梅北IC～末吉IC間」について、早期の整備区間指定

3 細島港の整備促進

(1) 40港の重点港湾に選定すること。

(2) 大型岸壁（水深13m）整備に国の直轄事業で平成23年度新規着手すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

宮崎県議会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
財務大臣	野田	佳彦	様
国土交通大臣	前原	誠司	様